答 弁 第 八 号平成三年四月十九日受領

内閣衆質一二〇第八号

平成三年四月十九日

内閣総理大臣 海 部 俊 樹

衆議院議長櫻内義雄殿

衆議院議員草川昭三君提出不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

\_-

衆議院 議員草川昭三君提出不法滞在の外国人の医療費支払等に関する質問に対する

答弁書

一について

法務省入国管理局の推計によれば、平成二年七月一日現在、 約十万人の不法滞在者が国内に

潜在している。

二及び三について

医 師 法 昭昭 和二十三年法律第二百一号) 第十九条第一項の規定による診療に応じる義務 の有 無

を 判 断 するに当たっては、 同項にいう正当な 事 由 の有 無を 個 Þ *(*) 事 例に 即し て 具 体 的 に 検 討 す

ることを必要とするが、一 般的には、 治療費を支払うことができないこと又は不法滞在者であ

ることのみを理由として診療を拒むことはできない。

## 四について

御 指 摘  $\mathcal{O}$ 治 療 費 0 支 払 は 基 本 的 に は 医 療 機 関 と思 者  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 民 法 ( 明 治 <u>一</u> 十 九 年 法 律第 八十九

号) 上 0) 債 権 債 務関係 とし て 取り 扱 わ れ るべ き問題で あ るが 御 指 摘 0 ような事 態 が 生 じ、 人

道 上 の立 場 から もその改善につい て要請があることは認識し してお り、 今後の研究 課 題であると

考えている。

## 五について

玉 公 <u>\f\</u> 病 院 Ł 他  $\mathcal{O}$ 医 療機 関 と同 様 に 診 療 費 に ょ ŋ 運営することを原 則 とし てい ることか ら、

不 法 滞 在 者 に 対 L て 玉 公 立 病 院 が 病 院 側  $\mathcal{O}$ 負 担 で医 療を行うという制 度を設けることは 不適

当と考えている。

なお、 不法 滞在者は、 出入国管 理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号。 以 下 入

管法」という。) の規定に基づき退去強制 の対象となるが、 これらの者の医療を国公立病院が行

うとい う制 度を設 けることは、 政府自ら が 不 法 滞 在 を容認 L てい るとの 誤 解 を招く お それ が あ

る。

六について

我 が 玉 に不法滞在する外国人は入管法の規定に基づき退去強制 の対象となること、また、こ

れ 5 0 者に 対し 医 療 保 障を行うことが結果として不法滞在 を容 認 し、 更にこれを助長させるお

そ れ が あることから、 不法滞在であることを前提とした医療保障を行うことは、 困難 である。

七について

不 法 就 労者等 入管 法 に違 反 L 玉 内 に 潜 在 L てい る不法 滞 在 者 0 退 去 強 制 手 続 に お いて、 これ

5 入 管 法 違 反者 か 5  $\mathcal{O}$ 事 情 聴 取 を 行 って お り、 そ  $\mathcal{O}$ 申 立 て 0) 中 で 賃 金  $\mathcal{O}$ 不 払 又 は 労 働 災 害 が

あ つ たと認 めら れるような場合には、 所要 0 救 済措 置 が採られるよう、 その人権に  $\dot{+}$ · 分 に 配 慮

しているところである。

## 八について

1 わゆ るすべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約は、 内 容 的 に は問題

点が多いと考えるが、 移住労働者及びその家族 の権利保護を目的とする同条約の理念そのもの

は理解できる。